

平成十八年十一月二十八日受領
答弁第一六七号

内閣衆質一六五第一六七号

平成十八年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政治と外務省の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政治と外務省の関係に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記載があることは承知している。

二から四までについて

何をもって「臆病になりすぎている」、「喜んでやりますというモラル」及び「後遺症で怖じ気づいている」と判断すべきかが必ずしも明らかでないことから、外務省として、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、外務省としては、引き続き、国益を踏まえた外交を強力に展開してまいりたい。

五及び六について

外務省職員のうち一般職の国家公務員である者の定年については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の二の規定等に従い、一般には年齢六十年である。御指摘の者については、その定年は、人事院規則一一一八（職員の定年）第四条の規定に従い、年齢六十二年であるが、定年前に勸奨を受けて退職したものである。